

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2021年度第2回通常理事会議事録

日 時 2022年3月11日（金） 13:30～15:00
場 所 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（オンラインにて開催）
理 事 総 数 14名
出 席 者 理 事 浅川伸、泉正文、伊東卓、上柳敏郎、沖野眞已、小幡（成瀬）純子、
（全員オンラインで出席） 佐藤（塩口）直子、高杉重夫、竹下啓介、玉川敏彦、藤原正樹、
八木由里、山本和彦（13名）
監 事 川原貴、辻居幸一
事務局 高杉重夫、小川和茂、恒石直和、竹内映
欠 席 者 田口亜希
議事録作成者 高杉重夫（事務局長）

2021年度第2回通常理事会は、定款第40条第1項及び第41条に基づき2022年3月4日に電磁的方法をもって招集された。山本代表理事より、定款42条第1項の規定に従い、議決に加わることのできる理事14名中13名の出席により定足数を満たしたので本理事会は有効に成立した旨及び出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意思表示ができることを確認し、議事に入った。

【議決事項】第1号：2022年度事業計画の件（資料1）

高杉執行理事より資料1に基づき説明し、山本代表理事から補足説明があり、全会一致で決定した。

【議決事項】第2号：2022年度事業予算及び同会計別内訳の件（資料2～3）

高杉執行理事より資料2に基づき説明し、山本代表理事から補足説明があり、全会一致で決定した。

【議決事項】第3号：規則改正の件（資料5）

恒石仲裁調停専門員より資料5に基づき説明があり、山本代表理事から補足説明があった後、全会一致で決定した。

【議決事項】第4号：スポーツ仲裁・調停等事業専門員の契約条件等の件（資料7）

高杉執行理事より資料7に基づき説明があり、山本代表理事より補足説明があった後、全会一致で決定した。

【議決事項】第5号：評議員会の開催日程の件（資料6）

山本代表理事より資料6に基づき開催方法等について説明があり、全会一致で決定した。

【報告事項】第1号：2021年度事業報告（中間報告）の件（資料4）

高杉執行理事より資料4のとおり報告があった。

【報告事項】第2号：2021年度決算報告（見込）について（資料2）

高杉執行理事より議決事項：第2号（2021年度事業予算及び同会計別内訳の件）とあわせて報告があった。

【質問、意見及びその他報告事項等】

【議決事項 第3号：規則改正の件】

<質問>

上柳執行理事：共同で訴えた場合、取り消しをすると他の誰かが不利益を被るであるとか、そのあたりの整理はどうなっているのか。

<回答>

恒石仲裁調停専門員：事務局レベルでの議論は既にある程度なされている。その上で、あとはどのような手続をとるか、何らかの形でパブリックコメントのような手続をとるか、とるとして具体的にはどのようなものにするかについて検討が必要な状況となっている。この点、新年度なるべく早い時期に対応の上進めたい。

【議決事項 第1号：2022年度事業計画の件】

<情報共有>

浅川理事：国民体育大会での理解増進活動（アウトリーチ活動）について
これまでは公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が主導で行っていたが、今後は公益財団法人日本スポーツ協会が主導となるので、2022年度からは日本スポーツ協会と連携して進めることが必要となる。

【議決事項 第2号：2022年度事業予算及び同会計別内訳の件】

<質問>

上柳執行理事：来年度のスポーツ庁からの委託事業の受託について
事務局の職員が少ないため、今年度の状況を見ると、マンパワー不足が心配である。

<回答>

高杉執行理事：今年度は、海外調査を2本とり、マンパワー的に厳しかったことは確かでした。ただ、財政面だけではなく、今後の機構の発展の財産ともなるので、調査研究などの事業は可能な限り受託していきたいと考えている。

【議決事項 第3号：規則改正の件】

<質問>

泉執行理事：第5章第51条について
経費の負担について、第51条とその他の条項との内容に齟齬があるのではないか。この機会に見直しをしていただきたい。

<回答>

小 川 職 員：以前、手続き関係の規則を改正した際に、通訳費用等の事務経費を当事者に負担していただかないと当機構の財政が破綻してしまう可能性も出てくるといことで、仲裁機関が通常徴収する管理費用については徴収しないが、手続きに必要な費用については負担していただくという整理とした。

山本代表理事：誤解が生じないような表現に修正するよう検討していく。

【報告事項 第1号：2021年度事業報告（中間報告）の件】

<質問>

八 木 理 事：スポーツ仲裁自動応諾条項について

公益財団法人バドミントン協会への対応について、何か情報があれば可能な範囲でお知らせいただきたい。

<回答>

高杉執行理事：バドミントン協会が提訴している仲裁判断の取消訴訟に関して、東京地方裁判所より書類提出の要請があったところである。

山本代表理事：当機構としてもできるだけ早くバドミントン協会から事情聴取をし、適切な対応が取れるようにしたいと考えている。

<ご意見>

伊 東 理 事：事前相談について

東京2020大会、北京大会においてスポーツ仲裁の存在が注目を集めたところでもある。プロボノサービスによって弁護士側のスポーツ仲裁の理解も進んだと思われる。コロナ収束後の今後の対策を考えていく必要があると考える。

<回答>

高杉執行理事：現在はメールでの相談をメインとしているが、新型コロナウイルスの感染状況をみつつ、伊東理事のご指摘のとおり、今後どういった対応していくべきなのか検討する必要があると事務局も考えている。

山本代表理事：相談件数の増加が、スポーツ仲裁制度の裾野を広げることになるとも考えている。

なお、オンラインによる本理事会は通信システムの異常なく終了した。

以上

配布資料

- 資料1 2022年度事業計画（案）
- 資料2 2021年度決算（見込）及び2022年度予算（案）
- 資料3 2022年度予算（案）会計別内訳
- 資料4 2021年度事業報告（中間報告）
- 資料5 規則改正について
- 資料6 評議員会の開催日程
- 資料7 スポーツ仲裁・調停等事業専門員の契約条件について
- 資料8 役員名簿

上記の通り相違ありません。

2022年3月25日

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事会

議長： 山 本 和 彦 /s/

監事： 川 原 貴 /s/

監事： 辻 居 幸 一 /s/